

監査公表第3号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年2月29日

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇
糸魚川市監査委員 加 藤 康太郎

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 企画定住課、議会事務局、こども課、環境生活課
- 3 監査の着眼点 財務に関する事務の執行(収入事務、支出事務、契約事務、補助金事務)が関係法規に適合し、正確で、かつ適切に行われているかどうかを主眼として、実施した。
- 4 監査の実施内容 令和5年度(一部4年度を含む。)の財務に関する事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
なお、加藤康太郎監査委員は、議会事務局の議会費の支出事務のうち政務活動費の監査については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。
- 5 監査の日程 令和6年1月25日、令和6年1月26日
- 6 監査の実施場所 糸魚川市役所202会議室、糸魚川市民図書館視聴覚室
- 7 監査の結果 おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で注意し、指導をした。